

## 甲府市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱

平成31年3月29日

福 第 3 9 号

### (目的)

第1 この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業について、営業施設の構造設備等及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し営業者が遵守すべき事項を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業に起因する衛生上の障害の発生を防止し、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この要綱において「コインオペレーションクリーニング営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として、病院、寄宿舍等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。

2 この要綱において「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。

3 この要綱において「営業施設」とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

### (構造設備等の基準)

第3 営業者は、営業施設の構造設備等が別表第1に掲げる構造設備等の基準に適合するよう努めなければならない。

### (管理基準)

第4 営業者は、別表第2に掲げる管理基準により、衛生的に管理しなければならない。

### (利用方法等の周知)

第5 営業者は、営業施設の利用方法等について、別表第3に掲げる事項を営業施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させるよう努めなければならない。

(営業施設の開設届及び確認等)

第6 営業施設を開設しようとする者は、開設届(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出に係る営業施設の構造設備等が、第3に規定する構造設備等の基準に適合すると認めるときは、確認証(第2号様式)を前項の規定により開設届を提出した者に交付するものとする。

3 前項の規定により確認証の交付を受けた営業者は、営業施設内の見やすい場所に確認証を掲示するものとする。

4 確認証の交付を受けた営業者は、第1項の規定により届け出た事項に変更が生じたとき又は当該営業施設を廃止したときは、速やかに変更届(第3号様式)又は廃止届(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(立入調査等)

第7 市長は、必要があると認めるときは、営業者の承諾を得て関係職員を営業施設に立ち入らせ、この要綱に定める事項の遵守状況を調査させることができる。

2 市長は、営業施設がこの要綱に定める事項に適合していないと認めるときは、当該営業施設の営業者に対し、当該営業施設の改善その他必要な指導を行うものとする。

(台帳)

第8 市長は、営業施設台帳(第5号様式)を作成し、これを整理保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に山梨県コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱(昭和59年山梨県告示第101号。以下「県要綱」という。)第6条第1項の規定により保健所長に届出をし、同条第2項の規定により、確認証の交付を受けている者は、この要綱の第6第1項の規定により市長に届出をし、第6第2項の規定による確認証の交付を受けたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に県要綱の規定により提出されている届出は、この要綱により提出された届出とみなす。

4 この要綱の施行の際現に県要綱第6条第1項の規定により保健所長に届出

をし、同条第2項の規定により確認証の交付がされているコインオペレーション営業施設のテトラクロロエチレンを使用する洗濯機に係る構造設備等の基準については、この要綱の施行日以後新たに設置するものに適用する。

## 別表第1（第3関係）構造設備等の基準

- 1 営業施設は、隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
- 2 営業施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。

この場合、営業施設の床面積(Q)は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数(n)に応じ、次式により算出した面積(平方メートル)以上であることが望ましいこと。

$$Q(\text{平方メートル}) = 5.5 + 1.2n$$

- 3 営業施設は、採光、照明及び換気が十分行える構造であること。
- 4 営業施設は、乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- 5 営業施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。また、床面は排水及び清掃が容易に行える構造であること。
- 6 営業施設内には、流水式手洗設備を備えること。
- 7 水洗いにより洗濯する機械(以下「ランドリー用洗濯機」という。)を設置する営業施設には、摂氏60度以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- 8 有機溶剤を用いて洗濯する機械(以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。)を設置する営業施設は、次によること。
  - (1) ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
  - (2) ドライクリーニング用洗濯機に気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除き、有機溶剤回収装置を付設すること。
  - (3) 営業施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を備えること。この場合、営業施設の周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。
- (4) テトラクロロエチレンを使用する洗濯機には、洗濯機から排出する排液中のテトラクロロエチレンを適切に除去することができる排液処理装置を設置すること。
- 9 営業施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
- 10 営業施設内に食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない器機等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。
- 11 営業施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。

## 別表第2（第4関係）管理基準

### 1 衛生管理責任者等の選任

- (1) 営業施設及び設備を衛生的に管理させるため、営業施設ごとに衛生管理責任者を定めること。
- (2) 衛生管理責任者は、当該営業施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該営業施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。
- (3) 衛生管理責任者は、営業施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、別表第3に掲げる事項に関し、適切な指導助言を行うこと。
- (4) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者（衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。）として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適正な維持の業務を行わせること。
- (5) 衛生管理責任者及び有機溶剤管理責任者の氏名及び連絡先を営業施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。

### 2 講ずべき措置

- (1) 営業施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ、営業施設又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。
- (2) 営業施設内及びその周辺は、常に排水が良好に行われるように保持すること。
- (3) 営業施設内及びその周辺は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (4) 営業中の営業施設は、採光・照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。  
この場合、各作業面の照度は、300ルクス以上であることが望ましいこと。
- (5) 営業中の営業施設内は、換気を十分にすること。  
この場合、二酸化炭素の含有率が0.1パーセント以下で、かつ、一酸化炭素の含有率が0.001パーセント以下であることが望ましいこと。
- (6) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。
- (7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。
- (8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機の蓋、

扉の取っ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜、塩素剤、界面活性剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。

(9) 洗濯機の回転翼、乾燥機のフィルター等は、適宜、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。

(10) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。

(11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること。(適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には摂氏60度以上であることが望ましい。)

(12) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること(水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。)

(13) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、次の措置を講じること。

ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。

イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により、溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着、除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。

ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用の蓋付き容器に納め、適正に処理すること。

エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。

特に、洗濯物の出入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について、十分留意すること。

オ 営業中の営業施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。

カ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。

### 別表第3（第5関係）

#### 1 利用上必要な事項

- (1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関する事。
- (2) 衣料等被洗物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関する事。  
特に油の付着した被洗物の乾燥に当たっては、次の点に留意する事。  
ア 事前に十分油を除去する事。  
イ 過大な詰め込みをしない事。  
ウ 乾燥後、放冷を十分にすること。
- (3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設にあっては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関する事。

#### 2 営業施設及び設備の汚損防止等に関する事項

- (1) 洗濯前後の手指の洗浄等に関する事。
- (2) 営業施設及び設備の汚損防止に関する事。
- (3) 伝染性の疾病に罹患した者又はこれに接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関する事。
- (4) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関する事。  
(これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載すること。)
- (5) その他営業施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に関する事。

第1号様式(第6関係)

コインオペレーションクリーニング営業施設開設届

年 月 日

(あて先) 甲府市長

開設者 住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

甲府市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱第6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業施設	所在地	
	名称	
	電話番号	
衛生管理者 責任者	住所	
	氏名	
	電話番号	
有機溶剤 管理責任者	住所	
	氏名	
	電話番号	
開設の予定年月日		
構造設備等の概要		別紙のとおり
営業施設の独立・併設の別	独立	
	併設	クリーニング所、公衆浴場、その他( )

注 付近の見取図及び営業施設平面図を添付すること。

第1号様式 (別紙)

構造設備等の概要

構造設備	延面積	m <sup>2</sup>	使用水	水道水、井戸水、その他( )		
	床	洗濯機設置部分		m <sup>2</sup>	その他 m <sup>2</sup>	
		材質	コンクリート、タイル、板 その他( )			
	腰壁の材質	コンクリート、タイル板、その他( )				
	採光・照明	採光窓面積	m <sup>2</sup>	排水の方法		
		照明	W			
換気の方法	換気扇( 台)		給湯設備	有( )、無		
洗濯機等		メーカー、型式	処理容量 (kg)	使用水(湯水の別)、溶剤	台数	
	ランドリー用洗濯機					
	乾燥機			温度調整範囲		
				℃～℃		
	ドライ用洗濯機					
	気化溶剤の回収装置				有・無	
	排気管開口部の高さ				m	
排液処理装置の設置				有・無		
その他	手洗設備	有・無	清掃用具 保管場所	有・無		
	洗たくかご	有・無	有機溶剤 保管場所	有・無		
	ごみ容器	有・無	衛生管理責任者の氏名・連絡先の表示		有・無	
	施設の利用方法等の掲示	有・無	有機溶剤管理責任者の氏名・連絡先の表示		有・無	
	消毒薬	有( )・無	消毒回数	日/回		

第2号様式(第6関係)

第 号

コインオペレーションクリーニング営業施設  
確認証

開設者住所	
開設者氏名	
営業施設の所在地	
営業施設の名称	

上記営業施設の構造設備等は、甲府市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱第3に規定する構造設備等の基準に適合していることを確認する。

年 月 日

甲府市長

印

第3号様式(第6関係)

コインオペレーションクリーニング営業施設変更届

年 月 日

(あて先) 甲府市長

営業者 住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

甲府市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱第6第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称			
営業施設の所在地			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			

注 構造設備等を変更したときは、その平面図を添付すること。

第4号様式(第6関係)

コインオペレーションクリーニング営業施設廃止届

年 月 日

(あて先) 甲府市長

営業者 住 所  
氏 名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

甲府市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱第6第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
廃止年月日	
廃止の理由	

第5号様式(第8関係)

コインオペレーションクリーニング営業施設台帳

No. \_\_\_\_\_

施設	名称			確認年月日	年 月 日	
	所在地			確認番号 第	号	
営業者	氏名			独立・併設( )		
	住所			電 話		
衛生管理責任者	氏名			管理状況	常駐・非常駐	
	住所			電 話		
有機溶剤管理責任者	氏名					
	住所			電 話		
施設の概要	延面積	m <sup>2</sup>		使用水	水道水、井戸水、その他( )	
	床	洗たく機設置部分 m <sup>3</sup>	その他 m <sup>2</sup>	採光照明	採光窓面積 m <sup>2</sup>	照 明 W
	床の材質	コンクリート、タイル板、その他( )		換気の方法	換気扇 ( 台)	
	腰壁の材質	コンクリート、タイル板、その他( )		排水の方法		
主要設備		メーカー・型式		処理容量(kg)	使用水(溶剤)	台 数
	ランドリー用洗濯機					
	乾燥機				温度調整範囲	
					℃～ ℃	
ドライ用洗濯機						

主要設備	ドライ用 洗濯機	気化溶剤の 回収装置	有・無	排気管開口部の高さ	m
		排液処理装置の設置		有	・ 無
その他設備等	手洗設備	有 ・ 無		清掃用具 保管場所	有 ・ 無
	洗たくかご	有 ・ 無		有機溶剤 保管場所	有 ・ 無
	ごみ容器	有 ・ 無		衛生管理責任 者の連絡先 の表示	有 ・ 無
	施設の利用 方法等の 掲 示	有 ・ 無		有機溶剤管理 責任者の氏名・ 連絡先の表示	有 ・ 無
	消毒薬	有 ( ・ ) 無		消毒回数	日/回
変更事項	年 月 日	内 容			
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
指導事項	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				